

平成 18 年度柏市防災訓練実施大綱（案）

総務部防災安全課

訓練の目的

この訓練は、災害対策基本法及び柏市地域防災計画の円滑な運用に資するため、本市が含まれる南関東地域の地震を想定した発災対応型訓練を実施し、市民一人ひとりの防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るとともに、市民、事業所、市及び防災関係機関が相互に緊密な連携の強化を図ることを目的とする。

併せて、東海地震に係る予知対応型訓練を実施し、東海地震の周辺地域としての対応計画に基づく防災体制の強化を図る。

南関東地域の地震を想定した「発災対応型訓練」

1 実施方針

阪神・淡路大震災等の教訓を風化させることのないよう都市型災害に対応した実践的な訓練項目を取り入れるとともに、自主防災組織、町会、自治会、事業所など幅広い人たちの主体的な参加により、自主防災意識の徹底、連帯意識の醸成が図られる実践的な訓練とする。

2 総合防災訓練

(1) 日時

平成 18 年 8 月 27 日(日)午前 9 時 00 分から
同 11 時 30 分まで

(2) 場所

風早北部地区「柏市立大津ヶ丘中学校校庭」

(3) 災害対策本部

- ア 柏市災害対策本部：柏市役所第二庁舎 3 階 庁議室
- イ 地区災害対策本部：沼南支所

(4) 訓練の想定

8 月 27 日(日)午前 9 時 00 分ごろ、南関東地域において、大地震が発生。本市は、震度 6 強を記録。家屋の倒壊、道路の損壊等とともに、数か所で火災が発生し、多数の死傷者や要救助者が発生している模様である。

電気，ガス，電話，水道等のライフライン施設に甚大な被害が生じ，供給が停止，市民生活は困難を極めている。

(5) 訓練の内容

ア 迅速な初動活動を実施するため，地区災害対策本部と町会，自治会・自主防災組織等の連携を考慮した訓練

「地区災害対策本部設置訓練(地区災害対策本部)」

「災害時要援護者，負傷者に配慮した住民避難誘導訓練(地区災害対策本部，町会，自主防災組織など)」

イ 発災時における災害応急活動を円滑に実施するため公道交差点を使用した緊急避難路確保訓練「緊急避難路確保訓練(柏警察署)」

ウ 発災時に活躍が期待される自主防災組織，ボランティア等の参加による初期対応訓練

「情報通信訓練(地区災害対策本部，自主防災組織，防災推進員など)」

「初期消火訓練(柏市防火安全協会，町会，自主防災組織，防災推進員など)」

「応急救護訓練(町会，自主防災組織，防災推進員など)」

エ 住民(高齢者，児童など)の幅広い人たちの参加のもとに防災行動力の育成・向上を目指す訓練

「初期消火訓練」，「起震車，煙体験ハウス」など

オ 町会・自主防災組織主体による避難所運営訓練

「炊き出し訓練(柏市赤十字奉仕団，自主防災組織など)」

カ 災害時協定事業所による訓練

キ 防災関係機関による訓練

「航空機(海上自衛隊)情報収集伝達訓練」

「市民参加による応急救護訓練(医師会等)」

「市民参加による救出，救護訓練(陸上自衛隊)」

「火災防禦訓練(地元消防団)」

「物資搬送訓練(協定事業者等)」

「ライフライン訓練(電力，電話，ガス，水道の各事業

者)」

3 地区防災訓練

平成18年10月から11月の期間に災害時要援護者の安全確保を図る安否確認，避難訓練等を実施する。

訓練内容は，別に定める。

4 図上訓練

平成18年11月頃に，職員を対象に地震発生後の災害初動対応を想定した図上訓練を実施する。

訓練内容は，別に定める。

5 保育園，学校等の避難訓練(児童家庭部，教育委員会)

(1) 期日

平成18年9月1日(金)「防災の日」の前後の日で，保育園，小・中学校等が設定する日。

(2) 内容

保育園，学校等において，園児・児童・教職員等は，あらかじめ定めた避難計画に基づき避難訓練等を実施する。

東海地震を想定した「予知対応型訓練」

1 実施方針

千葉県域は，大規模地震対策特別措置法に基づく強化地域には指定されていないが，地震発生時には，震度5強程度の揺れが予測されることから被害の発生が懸念される。

このため，柏市地域防災計画「震災編」付編「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」に基づき，措置すべき事項の確認のための訓練を実施するものとする。

2 災害対策本部員参集訓練

(1) 日時

平成18年8月27日(日)午前8時30分

(2) 場所

柏市役所第二庁舎3階 庁議室

(3) 訓練の想定

8月27日(日)午前6時00分ごろ，気象庁から「東海

地震注意情報」が発令され、防災関係機関では防災準備行動が開始された。

同日午前8時00分ごろ、気象庁長官から「東海地震予知情報」が発令された。

「東海地震予知情報発令」の報告を受けた内閣総理大臣は、直ちに閣議にかけ、東海地域の地震防災対策強化地域に「警戒宣言」を発令した。

(4) 内容

「東海地震予知情報」発令に伴う、参集及び災害対策本部設置訓練

3 職員動員伝達訓練（総務部防災安全課及び関係部課）

(1) 期日

平成18年9月1日(金)「防災の日」の前後の日

(2) 想定

県から防災行政無線等で伝達された予知情報を職員及び関係機関に伝達・周知する。

(3) 内容

動員配備、第一配備以上(注意、警戒配備を含む。)に指名された職員を対象に電話による動員伝達訓練を実施する。

訓練詳細は、別に定める。

4 保育園・学校等の児童等引渡し訓練(児童家庭部及び教育委員会)

(1) 期日

平成18年9月1日(金)「防災の日」以後の日で、保育園、学校等が設定する日。

(2) 想定

「警戒宣言」発令を知らせる情報が、市関係部署から地域防災無線・ファックス等により伝達された。

(3) 内容

東海地震の対応計画に基づき保育園、学校等で、「警戒宣言」が発令(想定)されたことに伴い、保育又は授業を打ち切り、園児、児童等の安全確保のため保護者等に引渡し訓練を実施する。